

平成 26 年 9 月 12 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

総務文教委員長 岡 野 孝 則

委員会事務調査報告書

平成 26 年第 2 回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
調査第 1 号 学校内における児童生徒への危機管理体制について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

学校内における児童生徒への危機管理体制について

総務文教委員会より、調査第1号「学校内における児童生徒への危機管理体制について」の調査の経過と結果について報告する。

本委員会では担当部局より資料の提出と説明を求め、学校内における児童生徒への危機管理体制について、特に近年増えつつある子ども達のアレルギー疾患などによる救急搬送時の対応、また、学校の危機管理マニュアルの整備状況について重点的に調査を進めてきたところである。

本市の平成26年4月1日現在の学校数は、小学校9校、中学校6校で合計15校（小中併置2校）である。小学校の児童数は1,164名、中学校の生徒数は663名で合計1,827名の児童生徒が在籍しており、これらの児童生徒が学校において安全に安心して学校で過ごせるようにするためには、安全管理を徹底する必要があると考える。

学校の危機管理対策には、食物アレルギーの対応、けがや事故への対応、災害時の対応、不審者の対応、いじめへの対応などをはじめ、さまざまな事柄の発生に対応しなければならず、万が一そうした状況が発生した場合には、状況別に迅速かつ的確な対応が必要であることから、各学校では、危機管理マニュアルを作成し、取り組んでいるところである。

平成26年度における児童生徒のアレルギー疾患の内訳は、食物アレルギーが148名8.1%、花粉症が111名6.1%、ぜんそくが88名4.8%、その他が244名13.4%で合計591名、32.3%と、前年度の30.6%を超えていて、約3人に1人は何らかのアレルギー疾患をもっている。

学校におけるアレルギー症状の確認は、子どもの入学時及び新学期当初に保護者から提出される健康カード等によりどのようなアレルギー症状かを把握しており、さらに保護者においては、必要に応じて医療機関を受診して、アレルギーの種類を特定している。特に、食物アレルギー疾患の児童生徒への学校における対応策としては、給食の使用食材におけるアレルギーの原因に成り得る物質、アレルゲン物質を表記した資料などを配付している。また、給食で出される単品食については、生で提供される、桃・サクランボ・メロンは食べさせない対応をとっており、この場合は単品の代替食を用意している。また、牛乳アレルギーの児童生徒（小学生10名、中学生2名）には代替飲料として麦茶の提供をおこなっている。

アレルギー反応が起きた時等の対処方法として、平成20年3月に、日本学校保健会より「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が、平成26年3月には北海道教育委員会から「学校安全推進資料（平成25年度改訂版）」が各学校に配布され、各学校では食物アレルギーをはじめ様々な危機管理に対応できる準備を行っている。

また、食物アレルギー等のアナフィラキシーショックに対して用いられるアドレ

ナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名）については、アナフィラキシーの補助治療剤として医師より本人に処方されるものであり、学校で保管するのではなく、本人所持が原則である。この「エピペン®」の接種にあたっては、本人が使用するほか、本人に代わって、保護者、教職員が打つことは、医師法に違反しないとされている。現在、本市には「エピペン®」を所持している児童は2名、他1名の児童は保護者所持として確認されていることから、当該児童が在籍している学校については、保護者同席の下で対応を協議している。「エピペン®」の使用にあたっては、「エピペン®」の使い方のDVDを全小中学校に配布するとともに、学校の要望に応じて教育委員会で保有している練習用の「エピペン®」を使用しての全教職員による研修会の開催を促している。

学校保健室の利用状況は、平成25年度で、アレルギー疾患、けが、病気、相談など利用した児童生徒は延べ8,425人で、うち28名が救急搬送されている。食物アレルギーの症状及び、けが、病気等の症状が出た場合、保護者に連絡をするとともに「迷わず医療機関に搬送」を基本とした対応に心がけている。

学校危機管理マニュアルについては、規模の大小を問わず全ての学校に地域性も加味した独自の危機管理マニュアルが作成されている。各学校では統一的項目として、不審者対策、火災及び地震等での避難、いじめ、けがなど種々対応している。事故が発生した際、学校から保護者に対する連絡の手段は、保護者本人に直接連絡する場合と、保護者全員に連絡する場合があります。全員に対しては学校において電話連絡網を整備しているが、現在は多くの学校で「まち comi メール」を利用するなど確かな情報を伝達している。

また、学校危機管理マニュアルについては、現在、教育委員会として、全ての学校の危機管理マニュアルの一括管理及び内容把握までは至っていないが、今後、危機管理マニュアルの内容を精査しながら児童生徒の安全安心のため最大限の努力をしていくところである。

これまでの説明と、都市事例調査に基づき、意見交換を行った結果多くの意見が出されたところであるが、次の2点について委員会として意見の一致を見たところである。

1点目は、食物アレルギーについてである。年々増加傾向にあるアレルギー疾患に対しては、慎重かつ迅速な対応に努めなければならない。アレルギーを引き起こさないための予防策として、食物アレルギーに対する知識の習得や、学校、保護者が一丸となった研修会が必要と感じられる。また、「エピペン®」についてであるが、全ての学校に使い方のDVDなどを配布し研修を行っているが、実技による講習会も必要と考えるところである。

2点目については、学校危機管理マニュアルについてである。それぞれの学校の特性・実態に応じて独自性を持たせていることは理解するところであるが、目次やページ構成など、誰にでもわかりやすい明確な内容や表現で統一を図ることに加え、専門の有識者の意見を参考にすることも必要である。教育委員会としては、学校危機管理マニュアルの整備状況を把握するとともに、内容の点検を行い、各学校にお

いては、防護器具のさすまたの操作を含めた防犯訓練や災害発生時の避難用具の使用及び経路確認のための実技訓練が必要と考えるところである。

最後に、学校における危機管理マニュアルによって、危機を予知・回避するとともに、危機発生時には、被害を最小限に抑えることにより、児童生徒が安全安心に学校で学べることを切望し報告とする。